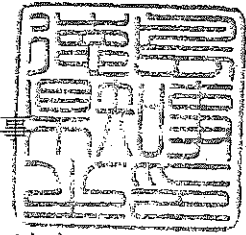




職第383号
平成25年12月19日

徳島県教育委員会教育長 殿

徳 島 県 知 事



職員の退職手当に関する条例の一部改正について（通知）

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例が本日公布されました。

今回の改正は、国家公務員退職手当法の一部が改正され、国家公務員について早期退職者の募集及び認定の制度が導入されるとともに、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の見直しが行われたこと等に鑑み、本県においても同様の措置等を講ずるものです。

主な改正内容等は次のとおりですので、職員（公益的法人等への派遣職員を含む。）への周知及び事務処理につきまして、適切に行っていただくようお願いいたします。

1 主な改正内容

（1）早期退職募集制度の導入

ア 対象者については次のとおりとする。

（ア）人事委員会規則で定める年齢（定年前15歳以上）の職員

（イ）職制の改廃又は勤務公署の移転の場合の当該職制又は勤務公署に属する職員

イ 認定を受けた者のうち、（3）の規定に該当する退職者は、割増しが適用される。

ウ その他早期退職者の募集及び認定に関する規定を整備する。

（2）退職手当の基本額の算定に係る退職理由の整理

退職理由について、「勸奨退職」を廃止するとともに、「その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由による退職」及び「（1）による早期退職」を追加する。

（3）定年前早期退職者に対する割増率の拡充

勤続20年以上であり、かつ、定年前15歳以上の定年前早期退職者については、退職時における定年までの残年数1年につき100分の3を退職手当の基本額に割り増す（定年前1年に退職する場合は、従前どおり100分の2の割増し）。

（4）定年に達した日以後定年退職日前にその者の非違によることなく退職した者に対する支給割合の見直し

勤続期間が11年以上で定年に達した日以後定年退職日前にその者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額を、「自己の都合による退職等の場合」の基本額に改める（勤務延長者が勤務延長の期限到来前に退職する場合を除く。）。

（5）一般地方独立行政法人等へ役員として派遣された職員の在職期間の計算等の規定の整備

ア 職員が一般地方独立行政法人等へ「役員」として退職派遣された後、県に復帰

し、その後県を退職する場合、在職期間の計算において派遣先での勤続期間を通算することとする。

イ 一般地方独立行政法人等への「役員」としての退職派遣で、派遣先において県での勤続期間を在職期間に通算する規定がある場合、派遣時に退職手当を支給しないこととする。

2 施行期日

公布の日（１の（４）に係る部分は、平成２７年４月１日）

（担当） 職員厚生課年金公災担当

電話（０８８）６２１－２０３９，２０４５